

かながわSDGsパートナー連携ロゴマーク申請及び使用規約

1. 目的

かながわSDGsパートナー連携ロゴマーク申請及び使用規約（以下「本規約」という。）は、神奈川県（以下「県」という。）が取り組む「かながわSDGsパートナー制度」に登録するかながわSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）が連携して実施する取組等の拡大を目的に「連携ロゴマーク」を申請及び使用するに際して遵守すべき事項を定めるものとします。

2. 連携ロゴマーク



3. 連携ロゴマークに係る権利の帰属

連携ロゴマークに関する一切の権利は、県に帰属するものとします。

4. 申請方法

連携ロゴマークを使用しようとする者は、かながわSDGsパートナーのマイページより申請を行い、県から使用承認を受ける必要があります。県は、申請があった場合、その内容を確認し、「6. 対象となる取組」を実施する者に対し、使用承認を行います。なお、申請日から通知までの期間は1か月以内とします。

使用承認を受けた後、申請者はマイページより連携ロゴデータをダウンロードし、使用してください。

5. 連携ロゴマークを申請できる者

2者以上のパートナー同士が連携し「6. 対象となる取組」を実施する者としてします。なお、申請者及び連携先がすべてパートナーである必要があります。

6. 対象となる取組

- (1) イベントの実施
- (2) 共同研究
- (3) サービス・商品開発
- (4) 設備の融通・リユース
- (5) 材料の融通・活用（例：端材等の有効活用）
- (6) 販路開拓（例：店舗・ECサイトを活用した小売拡大）
- (7) その他、県が目的を満たすものとして認めるもの

なお、申請時に未実施の者については、県より、内容の確認を求めることがあります。

7. 連携ロゴマークの使用例

(1) 使用が認められる例

- ア 広告やホームページ等の宣伝媒体に表示する行為
- イ イベントやセミナー等の共通標識として表示する行為
- ウ 連携により開発した商品等のパッケージに表示する行為
- エ その他、対象となる取組の普及啓発につながる行為

(2) 使用が認められない例

- ア 本規約に違反する方法で使用する行為
- イ 法令や公序良俗に反する方法で使用する行為
- ウ 商品等の性能や品質等について、県が優良評価・推奨しているとの誤解を惹起させるような行為
- エ その他、目的に反するような方法で使用する行為

8. 使用における留意事項

連携ロゴマーク使用者は、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- (1) 連携ロゴマークの変形、回転、色の変更、影付け、縁取り等の加工を行わないこと。
- (2) 連携ロゴマークの説明文を記載する場合は、次を満たす表記とすること。
 - ア 連携事例であることがわかるようにすること
 - イ 県が優良評価・推奨しているとの誤解を惹起させないこと
- (3) 入手した連携ロゴマークデータを第三者に譲渡しないこと。
- (4) かながわSDGsパートナー登録を削除した際は、速やかに連携ロゴマークの使用を中止すること。

9. 使用状況の報告

県より、連携ロゴマーク使用者に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。